

## 配食サービス事業一覧表への掲載申請に関する質問と回答について

NO.	内容	
1	Q	この一覧表の作成の目的を教えてください。事業者の運営内容等について改善を求められたりするのですか。
	A	高齢者やその家族、支援者等に配食サービスに関する情報提供を行うことが目的です。事業内容の監視指導等に影響するものではありません。
2	Q	市外の事業者でも申請できますか。
	A	吹田市内の高齢者宅に配食した実績があれば、市外の事業者でも申請できます。冷凍配食の郵送等の事業内容であっても同様です。
3	Q	この一覧表は、どのくらいの頻度で更新されるのですか。
	A	年1回の更新を予定しています。
4	Q	一覧表に掲載することで、利用希望者に市が関与するのですか。
	A	高齢者やその支援者が、配食に関する情報を得るために活用いただくことを目的としたものですので、実際の利用に際しては、利用者と貴事業者間で必要な確認等を行ってください。
5	Q	要件として、吹田市内で高齢者に配食を行っている実績があることとなっています。明らかに高齢者であると思われる方に多く配食していますが、利用者の生年月日を把握しておらず、正確な年齢がわかりません。
	A	年齢の確認が困難な場合は、貴事業者が65歳以上の高齢者として対応している利用者数を記載していただければ結構です。
6	Q	『地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン』に基づいて事業を実施しているかどうか、わからないのですが。
	A	上記ガイドラインは、地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業において望まれる栄養管理について、厚生労働省が事業者向けにまとめたものであり、高齢者の特性や配食に係る課題、商品管理（献立や衛生管理等に関する事）や利用者の状況把握等に関する事項が示され、ガイドライン内容の達成に努めることが求められています。法的な規制はありませんが、市としてもガイドラインの内容を参考として事業実施に取り組んでいただくよう啓発に取り組む必要があると考えております。ガイドラインについては厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、まずは御確認いただいた上で、貴事業者が取り組まれている内容が含まれている、もしくは、早期に事業実施の御参考にさせていただけるということであれば、掲載要件に該当すると見込みます。
7	Q	弁当製造を自社で行うのではなく委託しているため、許可証や保険証の必要書類がそろえられない。

	A	まずは委託先事業者に写しを提出いただけないか、問い合わせをお願いします。困難な場合は、市まで御相談ください。（許可証等に代えて、貴事業者様が、外部事業者に委託されている事業内容をまとめた書面（自由記載）の提出等の対応を検討させていただきます。）
8	Q	利用者を取り交わす書面が必要書類となっているが、利用者とは書類でのやり取りはなく、口頭で確認した内容を事業所内で保管共有して事業を実施しているため、提出できない。
	A	利用の申請の際には、確認の不備によるトラブルの発生等を防ぐためにも、書面でのやり取りを推奨しますが、貴事業者の手法の変更が難しい場合は、市まで御相談ください。
9	Q	食品衛生監視票とは何か。該当する書類を所有していない。
	A	事業者からの申請等を受けて、保健所等の食品衛生監視員が食品衛生法に基づき次の取組みについて採点したものです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 衛生管理計画、手順書、実施記録等の作成状況</li> <li>2 食品衛生責任者の選任状況</li> <li>3 施設の清掃、消毒等の衛生管理状況</li> <li>4 食品取扱者の健康管理、教育訓練の状況 など</li> </ul> <p>なお、食品衛生監視票は事業者が自主的に申請等し交付を受けるもののため必須ではなく、本申請においても採点を受けていなければ提出を求めるものではありません。</p>